



品川区長
濱野 健

はじめに

東日本大震災を契機として品川区では防災対策を区の最重点施策と位置付け推進してまいりました。

平成25年6月には災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、災害時の被害を減少させるべく、災害対策における基本理念の明確化や防災に対する取り組み、協力体制のさらなる充実化が求められています。

このような中、品川区では平成26年4月1日に「品川区災害対策基本条例」を施行いたしました。本条例は、品川区に関わるすべての人たちが「品川区の防災力の高度化を図る」という目標を共有することで、今後起こりうる災害に対し一丸となって立ち向かっていく決意を明確にしたものです。

そのため条例には、災害対策の基本理念はもとより、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく区の責務と役割、ならびに区民、防災区民組織、事業者、帰宅困難者の努めとその役割が明記されています。

日頃からそれぞれの責務や努めと役割を理解し、実行することで、品川区という文化と歴史の豊かな町を災害に強いまちとして次の世代へと引き継いでいくよう、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。